

川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税による寄附金の受納事務等について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと納税制度 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日総務省告示第179号）第1条に規定するふるさと納税制度をいう。

(2) ふるさと納税 ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為をいう。

(3) 寄附金 ふるさと納税による寄附金をいう。

(対象とする寄附)

第3条 この要綱は、ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを通じて申し出が行われるもの、又は返礼品等の提供を伴うものを除き適用する。

2 ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを通じて申し出が行われるもの、又は返礼品等の提供を伴うものの取扱については、別に定める。

3 この要綱は、第8条の規定を除き、個人以外の者からの寄附についても準用する。

(ふるさと納税の申し出等)

第4条 ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申し出は、ふるさと納税申出書（第1号様式）を市長に提出する方法によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン申請によるふるさと納税に関しては、第1号様式に準じる所定の入力フォームへの入力の方法によるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、災害発生時等において、市長が金融機関の口座を指定し寄附金の受入れを行う場合、当該口座への寄附金の振込をもって第1項の申し出が行われたものとみなす。

(寄附金の使途)

第5条 ふるさと納税をしようとする者は、前条第2項及び第3項に規定する方法によるふるさと納税の申し出の際に、寄附金の使途となる事業を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定があった場合には、当該寄附金は当該事業の財源にするものとする。

3 第1項の規定により指定することができる事業は、第1号様式中、「活用事業」において定められるものとする。

(寄附金受領証明書等の発行)

第6条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者に対し、寄附金受領証明書及び礼状を発行するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該寄附者から求めがあったときは、当該寄附者に対し、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第五十五号の五様式）を送付するものとする。

(感謝状の贈呈)

第7条 市長は、1回の寄附額が、100,000円以上の場合は、感謝状を贈呈することができる。

(公表)

第8条 寄附者の氏名、寄附金額等は、これを公表することができる。ただし、寄附者の同意がないものは、氏名を公表しない。

2 寄附金に関する統計を作成し、次の事項を公表する。

(1) 寄附金の合計金額

(2) 寄附金を充当した事業及び充当した額

3 前2項で定める事項の公表は、ホームページに掲載して行う。

(所管)

第9条 第4条から前条に規定する寄附金の受納及び公表に関する事務は、第5条第1項の規定により指定された事業（この項において「事業」という。）を所管する局（以下「事業所管局」という。）において行う。ただし、いずれの事業にも該当しない寄附金は、財政局財政部庶務課において処理する。

2 第7条の規定は、事業所管局において別に定める場合には適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、クレジットカードによる納付手続きは、財政局財政部資金課において処理するものとする。

4 財政局財政部資金課は、第4条第3項により入力された情報を、事業所管局に送付する。また当該情報の送付を受けた当該事業所管局は、その局長に報告するほか適切にそれを処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。（第 1 号様式修正）

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 号様式修正）

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 号様式修正）

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。（第 1 号様式修正）

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 号様式修正）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 号様式修正）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 14 日から施行する。（第 1 号様式修正）

第 1 号様式 ふるさと納税申出書（令和 7 年 4 月 1 4 日改正）

川崎市ふるさと納税申出書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

私は、川崎市に対して下記のとおり寄附します。

ご 住 所

フリガナ

お 名 前

1 ご希望の入金方法

いずれかの方法にチェックをお願いします。

☐現金持参 ☐納付書 ☐銀行振込

ご連絡先 電話

FAX

メールアドレス

2 情報の公開

寄附について、お名前や金額などを公表(市のホームページや広報誌等への掲載等)させていただきます。
公表に同意いただける場合には「同意する」に、同意いただけない場合には「同意しない」にチェックをお願いします。

☐同意する ☐同意しない

3 寄附金額 円

4 寄附金の使い道

寄附金の使い道として希望する事業を次の「活用事業」の中から1つ選び、チェックをお願いします。

施策分野	活用事業
市民ミュージアムの被害復旧	☐ 令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアムの被害復旧
安全・安心	☐ 新型コロナウイルス感染症への対応
	☐ 危機管理・防災対策の推進
	☐ 消防力の総合的な強化
	☐ 安全で快適な道路・河川・水路の整備
健康・医療・福祉	☐ 長寿社会福祉の振興
	☐ 障害者福祉の向上
	☐ かわさき健康福寿プロジェクト
	☐ 川崎TEKTEK(健康ポイント事業)の推進
	☐ 医療・看護分野、市立看護大学の体制充実
	☐ 市立病院の安定的かつ継続的な医療の提供
	☐ 身体障害者補助犬の健康管理への支援
こども・教育	☐ 頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進
	☐ 総合的なこども支援の推進
	☐ 災害遺児等への支援
	☐ 教育活動の充実
	☐ 学校ふるさと応援寄附金 (ご希望の学校 川崎市立 学校)
芸術・文化・スポーツ	☐ 「音楽のまち・かわさき」の推進
	☐ 「映像のまち・かわさき」の推進
	☐ 令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアムの被害復旧
	☐ 市民による文化活動の推進
	☐ 障害の有無に関わらない文化芸術の振興
	☐ 浮世絵等活用事業
	☐ 藤子・F・不二雄ミュージアムの事業
	☐ 国際交流活動の推進
	☐ 「スポーツのまちづくり」の推進
	☐ 若者文化の推進
	☐ 日本民家園の古民家等の保存・整備の推進
	☐ 青少年科学館のプラネタリウムや博物館資料の充実
	☐ 岡本太郎美術館事業の推進
	☐ 等々力陸上競技場の整備
	☐ 東海道川崎宿の魅力向上の推進
環境・公園・みどり	☐ 地球温暖化対策の推進
	☐ 多摩川における豊かな河川空間の創出
	☐ 公園緑地の整備・緑の創出・街路樹管理の推進
	☐ 緑地の保全
	☐ 全国都市緑化かわさきフェアの取組の継続・発展
動物愛護	☐ 動物愛護センターの動物等への支援
	☐ 夢見ヶ崎動物公園の飼育環境の充実
	☐ 都市の拠点機能の整備
	☐ 自動運転バス社会実装プロジェクト
	☐ 地産地消の推進
	☐ 科学技術振興に関する取組の充実
都市拠点の整備・地域経済・臨海部の活性化	☐ グリーンイノベーション事業の推進
	☐ ウェルフェアイノベーション事業の推進
	☐ 起業家育成とベンチャー企業支援の充実
	☐ キングスカイフロントの拠点整備や最先端技術の振興
	☐ 川崎臨海部の大規模土地利用転換の取組の推進
市民自治のまちづくり	☐ 区における地域のまちづくりの推進 (ご希望の区役所 区役所)
市長おまかせメニュー	☐ 市政全般に対する寄附

※ 活用事業の詳細、申出先は裏面をご覧ください。

寄附の使い道			
施策分野	活用事業	活用事業の説明	申出先
市民ミュージアムの被害復旧	令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアムの被害復旧	令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアムの収蔵品修復に活用します	川崎市市民ミュージアム ℡ 044-754-4500 Fax 044-750-0655 mail 25museum@city.kawasaki.jp
	新型コロナウイルス感染症への対応	医療や福祉サービスを実施している現場の環境整備などに活用します。	健康福祉局総務部庶務課 ℡ 044-200-2422 Fax 044-200-3925 mail 40syomu@city.kawasaki.jp
	危機管理・防災対策の推進	市民の安全・安心を守るため、備蓄倉庫の整備など、危機管理・防災対策を推進します。	危機管理本部危機管理部 ℡ 044-200-2794 Fax 044-200-3972 mail 08-kikae@city.kawasaki.jp
	消防力の総合的な強化	24時間365日災害対応で使用している消防の車両や資機材の整備等、総合的な消防力の向上に役立てます。	消防局総務部庶務課 ℡ 044-223-2511 Fax 044-223-2520 mail 84syomu@city.kawasaki.jp
	安全で快適な道路・河川・水路の整備	道路・河川・水路に係る安全対策や環境整備に活用するほか維持補修に係る資機材等の購入に役立てます。	建設緑政局庶務課 ℡ 044-200-2788 Fax 044-200-3973 mail 53syomu@city.kawasaki.jp
健康・医療・福祉	長寿社会福祉の振興	介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人への貸付など、地域福祉の振興に取り組みます。	健康福祉局庶務課 ℡ 044-200-2616 Fax 044-200-3925 mail 40syomu@city.kawasaki.jp
	障害者福祉の向上	障害者の社会参加活動の援助など、障害者福祉の向上に取り組みます。	
	かわさき健康福寿プロジェクト	「したい」「やりたい」をあきらめない介護サービス利用者、介護サービス事業所を応援します。	
	かわさきTEKTEK(健康ポイント事業)の推進	歩いてポイントを貯めて、貯めたポイントで学校を応援する健康ポイント事業の推進に活用します。	
	医療・看護分野、市立看護大学の体制充実	医療従事者の確保・養成など医療・看護分野での体制充実や、川崎市立看護大学における看護人材の育成に活用します。	病院局経営企画室 044-200-3924 Fax 044-200-3838 83kaik@city.kawasaki.jp
	市立病院の安定的かつ継続的な医療の提供	診察環境を充実させ、患者サービスの向上に活用することで、公立病院として地域に必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供します。	
	身体障害者補助犬の健康管理への支援	低所得のため補助犬の健康管理費用の負担が困難な方への支援に活用します。	
こども・教育	頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進	頑張る子ども・若者の更なる応援や、機会格差をなくす取組を充実させます。	こども未来局庶務課 ℡ 044-200-3175 Fax 044-200-3190 mail 45syomu@city.kawasaki.jp
	総合的なこども支援の推進	安心して子どもを生み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる地域社会づくりに取り組みます。	
	災害遭児等への支援	保護者が交通事故や災害により死亡又は重度の障害になった場合、児童の福祉の増進を図るために活用します。	
	教育活動の充実	教育活動の充実や推進のほか、図書館等の施設整備や安心・安全で快適な教育環境の整備(学校施設の整備・充実)に取り組みます。	教育委員会事務局庶務課 ℡ 044-200-3261 Fax 044-200-3950 mail 88syomu@city.kawasaki.jp
	学校ふるさと応援寄附金	指定された学校における課題の解決や独自の取組をより進めるために活用します。	
芸術・文化・スポーツ	「音楽のまち・かわさき」の推進	地域のさまざまな音楽資源を活用し、地域や産業の活性化につながる「音楽のまちづくり」に取り組みます。	市民文化局庶務課 ℡ 044-200-2241 Fax 044-200-3911 mail 25syomu@city.kawasaki.jp
	「映像のまち・かわさき」の推進	市内の映像資源を活用し、地域の活性化、本市の魅力の発信など、「映像のまちづくり」に取り組みます。	
	市民による文化活動の推進	市民を主体とした文化芸術活動の発展、推進に取り組みます。	
	障害の有無に関わらない文化芸術の振興	障害のあるなしに関わらず誰もが文化芸術活動に親しめる環境づくりに活用し、共生社会の実現を目指します。	
	浮世絵等活用事業	川崎駅前タワー・リパークにオープンする浮世絵展示室での展示やイベントの充実、サービス向上に活用します。	
	藤子・F・不二雄ミュージアム事業	「ドラえもん」をはじめとする藤子・F・不二雄氏の作品世界やメッセージを伝えるため、ミュージアムの事業に活用します。	
	国際交流活動の推進	本市の一層の国際化を図るため、川崎市の特性を活かした国際交流活動に取り組みます。	
	「スポーツのまちづくり」の推進	川崎フロンターレ等のかわさきスポーツパートナーとの連携、マラソン大会や体験教室の開催、バラスポーツの普及促進等、スポーツを楽しむ魅力あるまちづくりに活用します。	
	若者文化の推進	ブレイキンやスケートボードなどの若者文化に身近に取り組める環境づくりや体験機会の提供に活用します。	
	日本民家園の古民家等の保存・整備の推進	日本民家園で実施する古民家の修繕・園路補修等へ活用します。	
	青少年科学館のプラネタリウムや博物館資料の充実	青少年科学館(かわさき雷と緑の科学館)のプラネタリウムや自然に関わる博物館資料の充実などに活用します。	
	岡本太郎美術館事業の推進	川崎市緑の芸術家、岡本太郎の作品等を保護し、後世に伝えるための取組等に活用します。	
環境・公園・みどり	等々力陸上競技場の整備	Jリーグや各種競技大会の円滑な進行を図るため、等々力陸上競技場の整備に取り組みます。	川崎市立日本民家園 ℡ 044-922-2181 Fax 044-934-8652 mail 88minka@city.kawasaki.jp
	東海道川崎宿の魅力向上の推進	東海道川崎宿に関わるイベントや、歴史を感じる一体的なまちなみの景観づくり等に活用します。	川崎市青少年科学館 ℡ 044-922-4731 Fax 044-934-8659 mail 88kagak@city.kawasaki.jp
	地球温暖化対策の推進	市民・事業者・行政の協働の環境技術を活かした地球温暖化対策に推進に取り組みます。	市民文化局庶務課 ℡ 044-200-2241 Fax 044-200-3911 mail 25syomu@city.kawasaki.jp
	多摩川における豊かな河川空間の創出	市民共有の財産として、利用環境の向上など、より魅力的で豊かな多摩川の創出に取り組みます。また、災害発生時には、運動施設等の復旧に活用します。	建設緑政局庶務課 ℡ 044-200-2788 Fax 044-200-3973 mail 53syomu@city.kawasaki.jp
	公園緑地の整備・緑の創出・街路樹管理の推進	公園緑地の整備や、緑の創出、街路樹について地域特性に即した効果的な維持管理の推進に取り組みます。	健康福祉局動物愛護センター ℡ 044-589-7137 Fax 044-589-7138 mail 40dsut@city.kawasaki.jp
	緑地の保全	市域に残された貴重な樹林地等の保全の推進に取り組みます。	
	全国都市緑化かわさきフェアの取組の継続・発展	全国都市緑化かわさきフェアを契機とした、みどりや花をきっかけにまちと人がつながる取組の継続や発展に活用します。	
動物愛護	動物愛護センターの動物等への支援	動物愛護センターに収容された犬や猫などのフードや飼育環境の充実、譲渡事業、ボランティア支援に活用します。	健康福祉局動物愛護センター ℡ 044-589-7137 Fax 044-589-7138 mail 40dsut@city.kawasaki.jp
	夢見ヶ崎動物公園の飼育環境の充実	市民に元氣と癒しを与えてくれる夢見ヶ崎動物公園の動物たちのえさ代など、飼育に役立てます。	建設緑政局庶務課 ℡ 044-200-2788 Fax 044-200-3973 mail 53syomu@city.kawasaki.jp
都市拠点の整備・地域経済・臨海部の活性化	都市の拠点機能の整備	川崎駅や小杉駅をはじめとする拠点地区における都市計画事業や都市施設整備に取り組みます。	まちづくり局庶務課 ℡ 044-200-2940 Fax 044-200-3967 mail 50syomu@city.kawasaki.jp
	自動運転バス社会実装プロジェクト	「できっこない」を「できる」に！自動運転バスで誰もが自由に移動できる未来をつくります。	まちづくり局交通政策室 ℡ 044-200-1485 Fax 044-200-3967 mail 50kousei@city.kawasaki.jp
	地産地消の推進	都市農業の振興を図り、新鮮、安全、安心な市内農産物「かわさきそだち」を推進する地産地消に取り組みます。	経済労働局農業振興課 ℡ 044-960-2462 Fax 044-960-2464 mail 28nogyo@city.kawasaki.jp
	科学技術振興に関する取組の充実	次代の産業の担い手である児童・生徒に対する科学技術教育の充実や、研究者・技術者を中心とする異分野・異業種交流の促進に関する事業など、川崎発のイノベーション促進に向けた施策の充実を図ります。	経済労働局イノベーション推進部 ℡ 044-200-2334 Fax 044-200-3920 mail 28innova@city.kawasaki.jp
	グリーンイノベーション事業の推進	川崎国際環境技術展での情報発信や、企業間交流による事業化への支援など、川崎発の環境技術を活かした脱炭素社会の実現に資する取組を推進します。	経済労働局イノベーション推進部 ℡ 044-200-2313 Fax 044-200-3920 mail 28ecot@city.kawasaki.jp
	ウェルフェアイノベーション事業の推進	産業と福祉の融合により新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの取組を推進します。	経済労働局イノベーション推進部 ℡ 044-200-0168 Fax 044-200-3920 mail 28innova@city.kawasaki.jp
	起業家育成とベンチャー企業支援の充実	起業家支援拠点「K-NIC」の運営、研究開発型ベンチャー企業の成長を支援するプログラムの実施等により起業家の創出やベンチャー企業の成長促進に取り組みます。	臨海部国際戦略本部事業推進部 ℡ 044-200-3964 Fax 044-200-3540 mail 59ig@city.kawasaki.jp
	キングスカイフロントの拠点整備や最先端技術の振興	世界最先端のライフサイエンス分野の研究開発拠点であるキングスカイフロントの整備や、研究開発の促進及びPRに活用します。	
	川崎臨海部の大規模土地利用転換の取組の推進	カーボンニュートラルと新たな産業創出の同時実現を目指しながら、未来志向の国土づくりに貢献するなど、市民の方々が身近に感じ、誇りを持てる土地利用転換の取組を推進します。	
市民自治のまちづくり	区における地域のまちづくりの推進	区民の参加と協働により、地域の課題の解決や地域特性を活かしたまちづくりを推進します。	市民文化局庶務課 ℡ 044-200-2241 Fax 044-200-3911 mail 25syomu@city.kawasaki.jp
市長おまかせメニュー	市長おまかせメニュー	市政全般に対する寄附とさせていただきます。	財政局庶務課 ℡ 044-200-2176 Fax 044-200-3904 mail 23syomu@city.kawasaki.jp